

【記載例】

特定粉じん排出等作業実施届出書

①

令和〇年〇月〇日

②

〇〇保健福祉事務所長 殿

③

届出者 △△県〇〇市〇〇町×-××××
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 香川 太郎
電話番号：×××-××××-××××

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

④

⑤

⑥

⑦

⑧

届出対象特定工事の場所
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
特定粉じん排出等作業の種類
特定粉じん排出等作業の実施の期間
特定建築材料の種類
特定建築材料の使用箇所
特定建築材料の使用面積
特定粉じん排出等作業の方法
特定粉じん排出等作業の概要
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
3 ※印の欄には、記載しないこと。
4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

各記載項目の留意事項
1 届出日
2 宛先
3 届出者
4 特定粉じん排出等作業の種類
5 特定粉じん排出等作業の実施の期間
6 特定建築材料の種類
7 特定建築材料の使用面積
8 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要

特定粉じん排出等作業の方法

⑩	特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
⑪	特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	/
⑫	集じん・排気装置 機種・型式・設置数	種類：○○○式集じん機 形式：○○○—○○○○○ 設置数：2台設置
⑫	排気能力 (m ³ /min)	○○ m ³ /min (1時間当たり換気回数 4回)
⑬	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	○○○社製 HEPAフィルタ 集じん効率 99.97%以上 (0.3 μm)
⑬	使用する資材及びその種類	飛散抑制剤 (○○○○○) 飛散防止剤 (○○○○○) 隔離用シート (床 0.15mm、壁 0.10mm) 養生布テープ
⑭	その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	(例1) [大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」を行う場合] グローブバックによる局所隔離を行う (例2) [封じ込め工法を行う場合] 吹付け層に薬液を含ます等により表層面を被覆する封じ込め工法 (例3) [囲い込み工法を行う場合] 板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法

備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

各記載項目の留意事項	
⑨別紙	この別紙は、特定粉じん排出等作業ごと(隔離等する作業箇所ごと)に作成してください。
⑩特定建築材料の処理方法	該当する処理の方法に○を付けてください。
⑪特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	<ul style="list-style-type: none"> 該当する場合のみ記載してください。 記載に当たっては、具体的にその作業方法を記載するとともに、必要に応じて資機材のカタログ等を添付してください。
⑫集じん・排気装置	<ul style="list-style-type: none"> 排気ダクトが長い場合、曲がりが多い場合、排気ダクトの材質等による圧力損失を考慮して排気能力を設定し、適切な風量が確保されるよう設置台数を算定してください。 <p>必要台数 <small>(小数点以下 切り上げ)</small> = $\frac{\text{作業場の気積(床面積} \times \text{高さ)(m}^3\text{)} / (60 \text{分} \div 4 \text{回})}{\text{集じん・排気装置 1台当たりの換気能力(m}^3\text{/分)}}$</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業場を常時負圧に保つため、1時間当たりの換気回数を4回以上とすることが必要です。
⑬使用する資材及びその種類	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載してください。 負圧隔離養生を行う場合、隔離用のシートは、負圧化に耐えられるよう、床面には厚さ 0.15 mm 以上のシートを二重に、壁面には 0.08 mm 以上のシートを用い、折り返し面 (留め代) として 30~45 cm 程度を確保してください。
⑭その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」(グローブバックによる局所隔離を行う場合など)の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載してください。

※特定粉じん排出等作業実施届出書には以下の書類を添付してください

必要添付書類
<ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況（現場周辺地図、工事対象となる建築物の配置図など）
<ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（足場の仮設工事、養生の設置、特定建築材料の除去等の作業、養生の撤去、片付け・清掃等の項目ごとに作業期間を示した工程表）
<ul style="list-style-type: none"> 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図（見取図には、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入）
<ul style="list-style-type: none"> 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図（見取図には、主要寸法、隔離された作業場の容量（m³）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入）
<ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん排出等作業の方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定粉じん排出等作業手順のフロー図（作業手順において、大気汚染防止法施行規則別表第7の中欄に掲げる作業の種類ごとに、同表の下欄に掲げる措置を講じることを明記） ✓ 集じん・排気装置を使用する場合は、換気計算結果（作業区画ごと） ✓ 作業に係る掲示の方法（掲示板の掲示場所、掲示内容）
<ul style="list-style-type: none"> 主な機材の仕様・性能が記載されたカタログ等（集じん・排気装置、HEPA フィルタ、微差圧計、エアシャワー、真空掃除機、エアレスブレイヤー、粉じん飛散抑制剤、デジタル粉じん計など）
<ul style="list-style-type: none"> 大気中石綿濃度の自主測定を行う場合はその測定計画（測定箇所、測定時期など）

（注）このほか、「建築物の解体等工事」に係る特定粉じん排出等作業実施届出書を届け出る場合には、その届出にあわせて、香川県石綿による健康被害の防止に関する条例に基づく「特定石綿吹付け材等の廃棄届出書」の提出が必要です。

【参考】

大気汚染防止法施行規則別表第7（第16条の4関係）抜粋

一	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）</p> <p>〔令第三条の四 一 特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業 二 特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業〕</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z八一二二に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
二	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

三	<p>令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 （ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当て、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
四	<p>令第三条の四第一号又は第二号に掲げる作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>（２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
五	<p>令第三条の四第一号に掲げる作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>

六	<p>令第三条の四第二号に掲げる作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>
---	--	--